

1 「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

| 情報名           | 情報発表条件   |
|---------------|--|
| 南海トラフ地震臨時情報   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合</li> <li>・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</li> </ul>   |
| 南海トラフ地震関連解説情報 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</li> <li>・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</li> </ul> <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある</p> |

※ 「南海トラフ地震臨時情報」は情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表される。詳細は気象庁ウェブサイトを参照 ([https://www.data.jma.go.jp/eqev/data/nteq/info\\_criterion.html](https://www.data.jma.go.jp/eqev/data/nteq/info_criterion.html))

2 南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象

南海トラフ沿いで観測され得る大規模地震については、確度の高い地震の予測は困難であるものの、南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象のうち、観測される可能性が高く、かつ大規模地震につながる可能性があるとして、防災対応の検討が必要となる3つのケースが想定されている。

(1) 半割れ（大規模地震）/被害甚大ケース（以下「半割れケース」という。）の概要

南海トラフ地震の想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合。

また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード（以下「M」という。）8以上の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価されます。

(2) 一部割れ（前震可能性地震）/被害限定ケース（以下「一部割れケース」という。）の概要

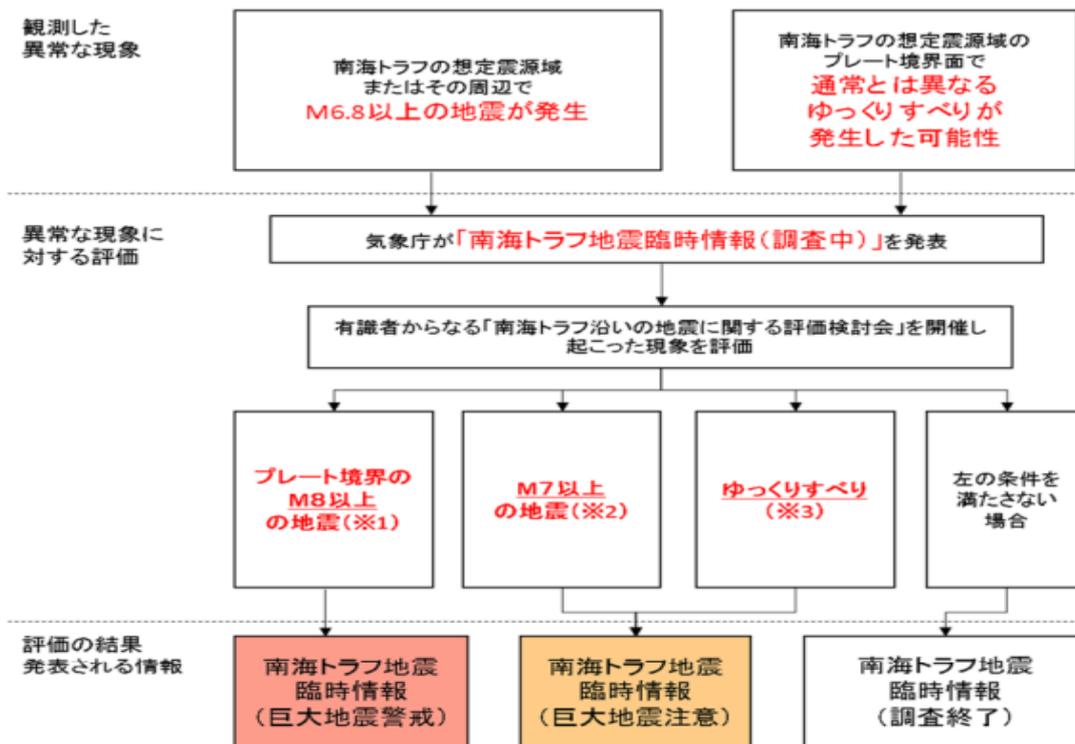
南海トラフ沿いで、大規模地震に比べて一回り小さい、M7クラスの地震が発生した場合。

また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM7以上、M8未満の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価される。なお、想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で発生したM7以上の地震についても、「一部割れケース」として取り扱われる。

(3) ゆっくりすべり/被害なしケース（以下「ゆっくりすべりケース」という。）の概要

短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合。

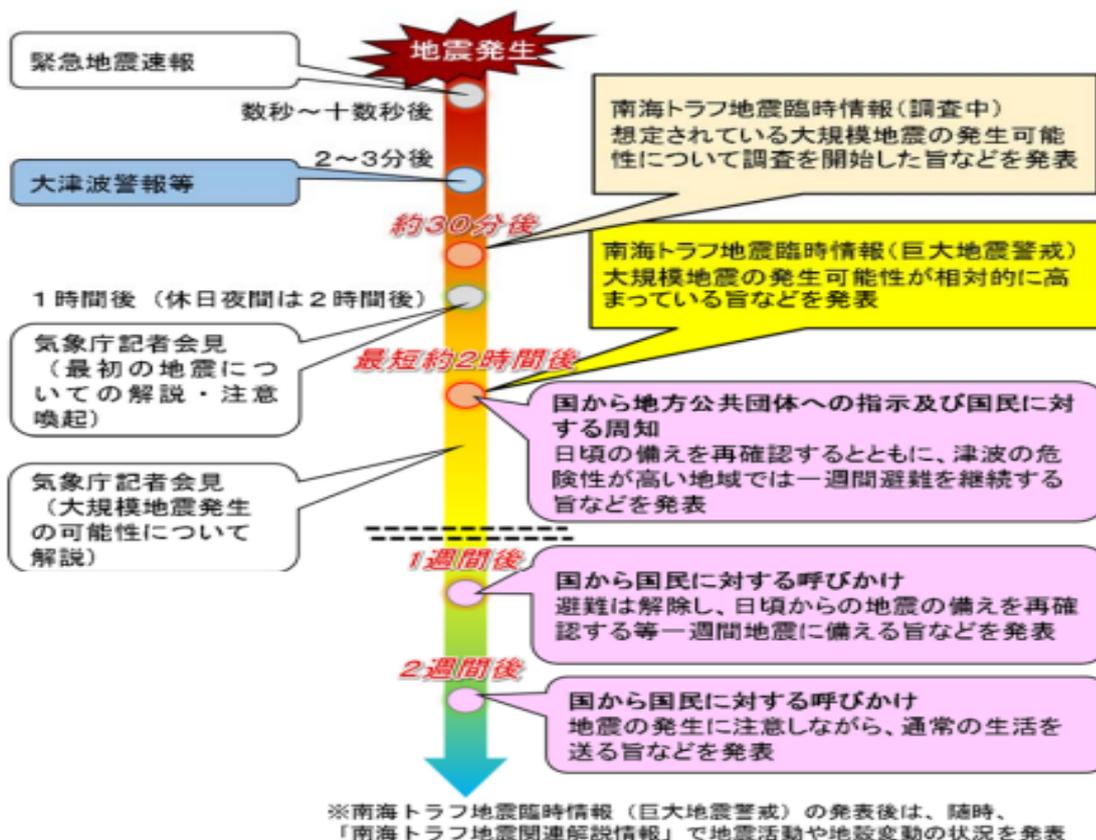
【参考】南海トラフ地震臨時情報発表までのフロー



- ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生した場合（半割れケース）
- ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
- ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

出典：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府）

【参考】「巨大地震警戒対応」における情報の流れイメージ



出典：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府）